

国保連合会に対するデータ提供における留意事項

介護サービス事業所から都道府県へ提出が求められている「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」については、今回の報酬見直しに伴い、報酬の算定要件の変更、新たな加算等の追加等に伴う変更が行われる予定である。

また、都道府県において介護サービス事業所からの届出事項に基づき作成される事業所台帳は、国保連合会における請求の審査にも使用するものであり、都道府県における事業所台帳の不備や整備の遅れは、請求の査定・返戻・審査スケジュールの遅延等につながるものである。

このため、都道府県においては、次の事項を参照のうえ、介護サービス事業所の適切な届出を指導し、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

都道府県における留意事項

介護サービス事業者への適切な指導

・届出項目の追加・変更に関する留意点

新たに追加された届出項目等において、報酬の算定上必要となる届出を行うこと。

また、場合によっては、既存の届出項目でも、届出が必要なものもあるので、留意すること。（別紙1「既存の介護サービス事業所の届出留意事項」参照のこと。）

なお、

地域区分項目に係る地域区分の見直し（全サービス共通）

居宅介護支援事業者に係る地域区分の導入

に伴う事業所台帳の更新については、現に台帳上、各事業所の住所地に係る地域区分が登録されていれば、改めて届出によらずとも、都道府県において更新可能であり、特段の事情がない限り、又はに伴う地域区分項目に係る介護サービス事業者からの届出は不要であるが、この異動情報は、国保連合会における審査にも使用するものであることから、国保連合会等へ必ず提供するよう留意されたい。

・提出の期限

4月の報酬算定に必要な提出期限は、訪問通所サービスについては3月15日、その他のサービスについては4月1日であることに留意すること。

・ 人員の欠如に関する届出

介護保険施設については、サービス計画作成担当者の要件に関する経過措置期間が終了し、平成15年4月以降は、介護支援専門員によることが必要となる点に留意すること。

事業所台帳への変更項目の確実な反映

事業所台帳の項目の変更に伴う旧事業所台帳からの移行においては、追加される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行い、また様式変更後の介護サービス事業所の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映するよう留意すること。

国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会における審査にも使用するものであることから、的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供すること。

特に、4月サービスに係る事業所台帳の異動情報の提供については、新たな項目体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。(別紙2「国保連合会における事業所台帳の取り扱い」参照のこと。)

なお、サービス事業者からの体制等状況一覧表の届出項目に係る取り扱いについては、1月24日事務連絡における「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の注意事項を参照されたい。

WAMネットへ情報提供

WAMネットへの介護保険指定事業者情報の提供についても適切に行うこと。

別紙1 「既存の介護サービス事業所の届出留意事項」

サービス種類	変更点	既存事業所の取り扱い
訪問介護	施設等の区分に身体介護、生活援助、通院等乗降介助の3区分を新設	以前より訪問介護の指定を受けていた場合は、「身体介護」、「生活援助」について届出があったものとみなす。通院等乗降介助を行う場合は、新たに届出を行うことが必要。
訪問リハビリテーション	施設等の区分に病院または診療所、介護老人保健施設の2区分を新設	以前より指定（みなし指定を含む）を受けていた場合は、届出不要であり、施設等の区分は「病院または診療所」の届出があったものとみなす。
短期入所療養介護（病院療養型、診療所療養型）及び介護療養型医療施設（療養型、診療所型）	経過措置の終了に伴い、人員配置区分を再編	新たな届出がない場合、従来のⅡ・Ⅲ・Ⅳ型はそれぞれ新Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型とみなし、従来のⅠ型は新Ⅰ型とみなす。
	夜間勤務条件基準を再編	新たな届出がない場合は、従来の加算型Ⅰ・Ⅱ・Ⅳはそれぞれ新加算型Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型とみなし、従来の加算型Ⅲは基準型とみなす。
	特定診療費の算定要件等の変更に伴い「リハビリテーション提供体制」を再編	総合リハビリテーション施設、理学療法Ⅱ、理学療法Ⅲ、作業療法Ⅱについては新たに届出が必要（言語聴覚療法Ⅰ、言語聴覚療法Ⅱについても新たに届出が必要）
短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護老人保健施設	リハビリテーションの加算要件を変更し、届出項目名を「リハビリテーションの加算状況」から「リハビリテーション機能強化」に変更	従来のリハビリテーションの加算状況とは算定要件が異なるため、従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな届出が必要となる。
共通	「割引率」が「割引」となり、割引の有無のみが届出項目となる。	従来、割引率が届けられている場合は、「あり」とみなす。
	その他該当する体制等の届出項目追加	新設された項目については、新たな届出がない場合は「対応不可」または「なし」とみなす。

別紙2 国保連合会における事業所台帳の取り扱い

区分	対象項目	既存事業所の取扱	国保連への異動連絡票の送付等
新設される項目	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護の時間延長サービス体制 通所リハビリテーションの時間延長サービス体制・個別リハビリテーション提供体制 痴呆対応型共同生活介護の夜間ケア 通所リハビリテーションの言語聴覚上の欠員による減算の状況の有無 短期入所療養介護（介護老人保健施設）および介護老人保健施設のリハビリテーション機能強化 介護老人福祉施設の居住費対策 リハビリテーション提供体制の個別リハビリテーション提供体制（総合リハビリテーション施設）、個別リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅱ）、個別リハビリテーション提供体制（理学療法Ⅲ）、個別リハビリテーション提供体制（作業療法Ⅱ）、個別リハビリテーション提供体制（言語聴覚療法Ⅰ）、個別リハビリテーション提供体制（言語聴覚療法Ⅱ） 	届出が行われていない状態の内容（「なし」または「対応不可」）が設定されているものとみなす	既存サービス事業所について新たな届出がなければ異動連絡票の送付は不要
	訪問介護の施設等の区分	「身体介護」「生活援助」が設定されているものとみなす	既存サービス事業所については、通院等乗降介助の指定がなく、「身体介護」「生活援助」のサービスを提供できる場合においては、異動連絡票の送付は不要
	訪問リハビリテーションの施設等の区分	「病院または診療所」が設定されているものとみなす	既存サービス事業所について新たな届出がなければ異動連絡票の送付は不要
選択肢が追加される項目	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護の施設等の区分 介護老人福祉施設の施設等の区分 	従来の届出内容を引き継ぐ	既存サービス事業所について新たな届出がなければ異動連絡票の送付は不要
廃止される項目	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所療養介護（介護老人保健施設）および介護老人保健施設のリハビリテーションの加算状況 リハビリテーション提供体制の総合リハビリテーション施設、理学療法Ⅱ、理学療法Ⅲ、作業療法Ⅱ 	台帳上の届出内容を無効とする	異動連絡票の送付は不要

区分	対象項目	既存事業所の取扱	国保連への異動連絡票の送付等
再編される選択肢	短期入所療養介護（病院療養型）および介護療養型医療施設（療養型）の人員配置	従来のⅡ・Ⅲ・Ⅳ型はそれぞれ新人員配置区分によるⅠ・Ⅱ・Ⅲ型が設定されているものとみなし、従来のⅠ型は届出がないものとみなす	既存の台帳でⅠ型に該当するものについては、新人員配置区分によるⅠ型への変更の異動連絡票の送付が必要となる
	短期入所療養介護（病院療養型）および介護療養型医療施設（療養型）の夜間勤務条件基準	従来の加算型Ⅰ・Ⅱ・Ⅳはそれぞれ新夜間勤務条件基準による加算型Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型が設定されているものとみなし、従来の加算型Ⅲ型は届出がないものとみなす	既存の台帳で加算型Ⅲ型に該当するものについては、基準型への変更の異動連絡票の送付が必要となる
その他	上記以外の項目	従来の届出内容を引き継ぐ	既存サービス事業所について新たな届出がなければ異動連絡票の送付は不要

(参考) 4月サービスに関わる関係機関の業務スケジュール

関係機関名	2月	3月	4月	5月	6月
省令・告示・通知	2/24 ・報酬告示の公布 (3/14告示分を除く) ・関係通知の発出	3/14 ・報酬告示(別告示関係)及び (予定)運営基準関係省令の公布 ・関係通知の発出			
サービス事業者	訪問通所系体制 届出期限	体制届出要否確認	短期入所・施設系 体制届出期限 新報酬体系によるサービス提供	請求	
居宅介護支援事業者		新報酬体系によるサービス計画		給付管理票作成	
都道府県	事業所台帳移行作業	事業所台帳更新			
国保連合会				審査・支払	
保険者				新報酬体系による償還払	新様式実績受付
共通	インクアジェンダ期間				

